告示第３号

岩手県下水道公社排水設備工事責任技術者規則第１２条の規定に基づき、排水設備工事責任技術者の資格登録を行うことについて、次のとおり定める。

令和８年１１月１０日

公益財団法人岩手県下水道公社　理事長　　菅 原　常 彦

1　登録できる資格を有する者

（１）登録資格

①　令和８年度岩手県下水道公社排水設備工事責任技術者試験に合格した者

②　地方公共団体の公務員として３年以上、下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

③　日本下水道事業団の行う下水道技術検定第２種の試験に合格した者

（２）但し、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、登録を受けることはできない。

①　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②　禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

③　地方公共団体の公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

④　精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことが出来ない者

2　登録手続き

（１）登録申請書等の配付場所

岩手県内市町村の下水道担当課窓口、又は公益財団法人岩手県下水道公社 企画管理課

（２）受 付 期 間

令和８年１１月２６日（木）から　令和８年１２月２５日（金）まで

（３）受 付 場 所

〒020-0832　盛岡市東見前 3-10-2　公益財団法人岩手県下水道公社　企画管理課

（４）提 出 方 法　上記受付場所に郵送するか、又は持参すること。

（５）提出する書類

○ 排水設備工事責任技術者登録申請書 …… １通

○ 住民票の写し（本人分）…… １通

提出日前３ヶ月以内に発行のもの。但し、試験合格者で住所に変更のない者は必要なし。

○ 写　真（申請書貼付用１枚・責任技術者証作成用１枚）…… ２枚

提出日前６ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身のもの。

必ず裏面に氏名を記入すること。

○ 登録できる資格を有する者であることを証明する書類 …… １部

・試験合格者　必要なし

・地方公共団体の公務員としての下水道実務経験で申請する者

…… 地方公共団体の長が発行する実務従事証明書　１部

・下水道技術検定第２種合格者 …… 合格証書の写し　１部

なお、登録申請書及び添付書類は返還しない。

3　手数料

（１）登録手数料　４，０００円

（２）手数料の納入方法　所定の振込用紙、現金自動預け払い機又はオンラインによる振込により、指定の口座に登録申請書の受付期間内に納入すること。

4　その他

登録手続きについて、不明な点がある場合の照会先は下記のとおり。

〒020-0832　盛岡市東見前 3-10-2　公益財団法人岩手県下水道公社　企画管理課

ＴＥＬ：019-638-2623　ＦＡＸ：019-632-1157　ＵＲＬ　https://www.isf.or.jp/